

《延長保育・土曜日保育実施要綱》

菩提寺くじらこども園

- 1、主旨 保護者の就労その他の事情により、開園する基本保育時間（標準時間認定：7時30分～18時30分 短時間認定：8時00分～16時00分）を超える時間帯の保育を必要とする在籍児については、この「延長保育実施要綱」の定めるところにより、延長保育を実施する。ゆったりとした家庭的雰囲気を持つ保育環境を配慮し、保育者とのかかわりを大切にする。
- 2、保育時間 日・祝日及び年末年始を除いたウィークディとし、7時00分～8時00分および16時00分～19時00分までとなります。
- 3、登録方法 利用登録は月単位とし、この延長保育時間の利用を希望する場合、所定の用紙（延長保育申請兼登録書）記入の上、前月25日までに申請してください。年間通しての登録は、年度初めに提出していただき毎月の申請は不要です。
- 4、登録の変更 延長保育の必要がなくなった場合や時間の変更がある場合は、25日までに再度申請しなおすことが必要です。
- 5、突発での利用 急な残業等で突発的な延長保育は、電話連絡が必要です。
- 6、延長保育利用料 標準時間認定（11時間：7時30分～18時30分）短時間認定（8時間：8時00分～16時00分）を超えての保育については延長保育料として、児童1人につき30分毎に月額1,500円、1回300円徴収します。

	短時間認定の場合（例）		標準時間認定の場合（例）	
利用時間	7時30分～8時	16時～16時30分	7時～7時30分	18時30分～19時
利用金額	月額1,500円 1回300円	月額1,500円 1回300円	月額1,500円 1回300円	月額1,500円 1回300円

〈土曜日保育登録について〉

- 1、主 旨 保護者の就労のため、土曜日の保育を必要とする在籍児については、土曜日保育を実施する。
- 2、保育時間 日・祝日及び年末年始を除いた日の7時00分～19時00分までとする。
- 3、登録方法 所定の用紙にて年間の登録を申請してください。保護者の方がどちらかお休みの場合は、家庭保育のご協力をお願いします。
(登録には、必ず指定の就労証明書(父・母)を添付してください)
- 4、登録の変更 土曜日保育の必要がなくなった場合は、お知らせください。
- 5、申込方法 前月20日までに次月の利用申し込みを必ず提出してください。
土曜日は、緊急の場合は、ご相談ください。
- 6、その他 前月20日過ぎてからの申し込みには、対応できない場合もありますので、ご了承ください。

※土曜保育利用される場合は、弁当・水筒持参となります。

月1回の土曜日に、保育士の資質向上及び保育内容の充実を図るための職員研修を実施致します。家庭保育にご協力をお願いします。